

但馬の海水浴場の安心・安全 イメージアップ推進事業補助金の手引き

但馬県民局ではこの夏、海水浴場を開設した皆さまに向けて、コロナ禍における地域の安心・安全対策を促進するため、安心・安全対策費の一部を支援できるよう補助制度を創設しました。概要は以下のとおりとなります。ご確認の上、都合に合わせてご活用ください。

■対象となる方

海水浴場を開設する観光協会等（観光協会、地元区など）

■補助想定海水浴場

竹野浜海水浴場、青井浜ワンワンビーチ、弁天浜海水浴場、切浜海水浴場、庵蛇浜海水浴場、三田浜海水浴場、今子浦海水浴場、佐津海水浴場、浜坂県民サンビーチ、諸寄海水浴場、居組県民サンビーチ（計 11 会場）

■補助対象となる経費

令和2年4月7日から令和2年8月31日まで購入した安全・安心対策経費の一部

補助対象となる経費	
○感染拡大を予防するために必要な経費	
・ 備品購入費、レンタル料	
※補助対象者が購入した備品について、感染拡大防止を必要とする事業者（例示：遊泳具レンタル販売店、民宿、入浴施設、喫茶店など）への貸与可	
・ 消耗品購入費	
※補助対象者が購入した備品について、感染拡大防止を必要とする事業者（例示：遊泳具レンタル販売店、民宿、入浴施設、喫茶店など）への提供可	
・ 感染拡大防止ガイドラインの制定・周知費用	
・ 観光地イメージアップ・PR費	

【補助対象経費の例】

内容	補助対象経費の例
備品購入・レンタル費	非接触検温器、空気清浄機、除菌マット、飛沫防止用アクリル板、防護服など
消耗品購入費	マスク、アルコール消毒液、石けん、除菌シート、ビニル手袋、うがい薬など
ガイドラインの制定	学識者・専門家などへの謝金・旅費、来場者への注意喚起放送にかかる放送経費など
PR費	ガイドライン作成委託経費、ウェブサイト改修費など

※この他に経費として認められるか疑義が生じた場合は、但馬県民局までお問い合わせください。

■補助金額

- 以下の区分により、記載の補助金額を支給します。
- ◎対象経費はレシート・領収書等の税抜き金額の合計が対象となります。

区分	補助額（上限）
1つの海水浴場を開設する者	10万円
2つ以上の海水浴場を開設する者	20万円

■申請手続き等

- 募集要項公表：令和2年7月29日（水）
- 申請書の受付期間：令和2年7月29日（水）～令和2年9月30日（水）
- 申請方法
 - 提出にあたっては申請書と添付書類を下記の送付先に**郵送又は持参してください。**

(送付先)
〒668-0025
豊岡市幸町7-11（豊岡総合庁舎1階）
兵庫県但馬県民局地域政策室地域づくり課（産業・観光担当）あて
※郵送の場合、封筒には「申請書類在中」とご記入ください。

■申請に必要な書類

- ①交付申請書
E-mailにて様式を送付します。
- ②添付書類【**全ての書類が必要です**】

書類名	説明・具体例等
海水浴場開設にかかる届出書(写し)	○海水浴場の開設に必要な届出書のうち、公安委員会へ提出した「海水浴場開設届出書」で、受理済の届出書の写し ※届出書添付資料は提出不要です。
事業に係る経費のレシート、領収書の写し	○補助対象経費を支払ったことを証するレシート、領収書の原本 (補助対象の内容と税抜き表記がわかるもの) (所定の貼り付け台紙に貼り付け)
債権者登録書 ※委任状	○補助金の支払時に使用します。必要事項ご記入ください。 なお、申請者と振込先口座名義が異なる場合は、委任状が必要になります。

■補助金の返還

補助金支給後に対象要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正の手段により補助金を受領した場合は、全額返還していただきます。

【お問い合わせ】 但馬県民局地域政策室地域づくり課（産業・観光担当 中島）
電話番号 0796-26-3686
FAX 番号 0796-23-1476
E-mail hiromichi_nakashima01@pref.hyogo.lg.jp